

令和元年奈良県広域消防組合議会第1回臨時会会議録

令和元年7月30日（火曜日）午後3時05分 開会

議 事 日 程

令和元年7月30日（火曜日）午後3時05分 開議

- 日程第 1 仮議席の指定
 - 日程第 2 選第 1号 議会議長の選挙について
 - 日程第 3 選第 2号 議会副議長の選挙について
 - 日程第 4 議席の指定
 - 日程第 5 会期の決定
 - 日程第 6 会議録署名議員の指名
 - 日程第 7 議長諸報告
 - 日程第 8 管理者行政報告
 - 日程第 9 消防施設総合管理計画の作成報告
 - 日程第10 承第 1号 奈良県広域消防組合火災予防条例の一部を改正する条例の専決
処分の承認を求めることについて
 - 日程第11 報第 2号 損害賠償の額の決定の専決処分の報告
 - 日程第12 報第 3号 平成30年度奈良県広域消防組合一般会計繰越明許費繰越計算
書の報告について
 - 日程第13 報第 4号 平成30年度奈良県広域消防組合中和消防事業特別会計繰越明
許費繰越計算書の報告について
 - 日程第14 議第30号 訴えの提起について
 - 日程第15 議第31号 奈良県広域消防組合手数料徴収条例の一部を改正する条例につ
いて
 - 日程第16 議第32号 令和元年度奈良県広域消防組合一般会計補正予算（第1号）に
ついて（着し金・支援車Ⅲ型）
 - 日程第17 議第33号 財産の取得について（防火服）
 - 日程第18 議第34号 財産の取得について（ネットワーク接続パソコン）
 - 日程第19 議第35号 財産の取得について（天理消防署 高規格救急自動車、桜井消
防署 高規格救急自動車、橿原消防署 高規格救急自動車、橿
原消防署 高規格救急自動車、宇陀消防署 高規格救急自動車、
大淀消防署 高規格救急自動車）
 - 日程第20 同第 1号 監査委員（議会選出）の選任につき同意を求めることについて
-

本日の会議に付した事件
議事日程と同じ

出席議員（24名）

1番	大橋基之君	2番	下川俊文君
3番	安井知子君	4番	村上清司君
5番	藤井孝博君	6番	太田好紀君
7番	西田邦夫君	8番	吉川幸喜君
9番	山田仁樹君	11番	服部公英君
12番	平井康之君	13番	多田與四朗君
14番	盛岡英成君	15番	藤井本浩君
16番	山室潔君	17番	松谷忠則君
18番	萬津力則君	19番	榎尾幸雄君
20番	東川裕君	21番	中島孝一君
22番	山本勲君	23番	小屋敏巳君
24番	福岡憲宏君	25番	吉田信弘君

欠席議員（1名）

10番 中西和夫君

地方自治法第121条の規定により出席した者

管理者	森下豊君	副管理者	上田清君
副管理者	北岡篤君	運営協議会委員	並河健君
運営協議会委員	松井正剛君	運営協議会委員	阿古和彦君
運営協議会委員	岡下守正君	運営協議会委員	吉田弘明君
消防長職務代理者副消防長	大場教子君	総括監	岡田伸一郎君
総務部長	高島工君	人事部長	和田利和君
警防部長	松岡成憲君	予防部長	一ノ穂和由君
救急部長	宮田直樹君	通信指令センター長	山口勝啓君
会計管理者	山下進二君		

会議に従事した事務局職員

議会事務局長	家鋪久義君	議会事務局課長	北嘉文君
議会事務局課長補佐	横矢猛君		

午後3時05分 開会

○議会事務局長（家鋪久義君） それでは、失礼いたします。令和元年奈良県広域消防組合議会第1回臨時会を開催するに先立ちまして、議会事務局長の私の方から一言ご説明を申し上げます。

奈良県広域消防組合の議会議員の任期は、毎年4月に始まりまして翌年の3月31日に終わるというふうに条例で規定されております。このことから、現時点では議長が不在の状態ということになっております。

したがって、本日の臨時会におきましては、議長が選挙されるまでの間、地方自治

法第107条の規定によりまして、年長の議員に臨時議長の職務を務めていただくこととなります。

よって、本日の現在出席議員中、中和区分の橿原市から選出の榎尾幸雄議員に臨時議長の職務を行っていただきたいと存じます。

それでは、榎尾議員、よろしくお願いいたします。

○臨時議長（榎尾幸雄君） ただいま指名していただきました榎尾でございます。地方自治法第107条の規定によりまして、議会議長の選挙が終了するまでの間、臨時議長を務めさせていただきます。

ただいまより、令和元年奈良県広域消防組合議会第1回臨時会を開催いたします。

欠席議員がございます。中西議員が1人欠席でございます。議員定数25名中本日の出席議員は24名で、定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

それでは、本日の会議を開きます。

管理者開会挨拶

○臨時議長（榎尾幸雄君） 日程に先立ちまして、管理者から挨拶の申し出がございますので、これを許可いたします。

森下管理者。

○管理者（森下 豊君） 先ほどの全員協議会に引き続きまして、ここに令和元年奈良県広域消防組合議会第1回臨時会を開催させていただきます。ご多忙の折にもかかわりませず、議員各位におかれましては、ご出席をいただきまして本当にありがとうございます。

本会議では、議会人事の役選、承認1件、そして報告3件、議案6件、同意1件の議案のご審議をお願いいたしております。よろしくご審議賜りますことをお願い申し上げまして、開会のご挨拶とさせていただきます。

○臨時議長（榎尾幸雄君） ありがとうございます。

本日の議事日程は、お手元の一覧のとおりでございます。

議事進行につきましては、奈良県広域消防組合議会会議規則に基づいて進行いたします。

日程第1 仮議席の指定

○臨時議長（榎尾幸雄君） 日程第1、これより仮議席を指定いたします。

仮議席は、ただいまご着席の議席を指定いたします。

日程第2 選第1号 議会議長の選挙について

○臨時議長（榎尾幸雄君） 次に、日程第2、これより議長の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選により行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○臨時議長（榎尾幸雄君） 異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法については、臨時議長が指名することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○臨時議長(榎尾幸雄君) 異議なしと認めます。よって、臨時議長が指名することに決定いたしました。

それでは、議長に上牧町の服部公英議員を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま指名しました服部公英議員を議長の当選人と定めることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○臨時議長(榎尾幸雄君) 異議なしと認めます。よって、ただいま指名しました服部公英議員が議長に当選されました。

当選された服部公英議員が議場におられますので、奈良県広域消防組合議会会議規則第30条第2項の規定により、当選の旨を告知いたします。

それでは、服部議員より議長の就任の受託及び挨拶をお受けすることにいたします。

11番、服部公英議員、ご登壇願います。

○11番(服部公英君) こんにちは。僭越ながら、奈良県広域消防組合議会の議長当選の告知と就任の受託をさせていただくとともに、一言ご挨拶を申し上げます。

このたび、本組合議長の要職につかせていただくことは身に余る光栄であり、心から厚く御礼を申し上げる次第でございます。

今後は本組合の発展のために全力を尽くしてまいりたいと考えておりますので、議員の皆様方からのご指導、ご鞭撻を賜りますとともに、心より感謝申し上げます。簡単ではございますが、就任のご挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。

(拍手)

○臨時議長(榎尾幸雄君) 以上をもちまして、議長の選挙を終了します。

議事進行にご協力ありがとうございました。ここで新議長と交代いたします。

暫時休憩します。

午後3時12分 休憩

午後3時13分 再開

○議長(服部公英君) 休憩を閉じて、会議を再開いたします。

榎尾臨時議長、会議進行をありがとうございました。議員の皆様には議事の運営にご協力をお願いいたします。

ここで、写真撮影の申し出がありますので、2分間許可いたします。

○議会事務局課長(北 嘉文君) 議長の許可をいただきましたので、写真を撮影させていただきます。

(写真撮影)

○議会事務局課長(北 嘉文君) 撮影を終わります。

○議長(服部公英君) 写真撮影を終了いたします。

日程第3 選第2号 議会副議長の選挙について

○議長（服部公英君） 日程第3、これより副議長の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選により行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（服部公英君） 異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りいたします。

議長より指名することにいたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（服部公英君） ご異議なしと認めます。よって、議長より指名いたします。

副議長に多田與四朗議員を指名いたします。

ただいま指名いたしました多田與四朗議員を副議長の当選人と定めることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（服部公英君） 異議なしと認めます。よって、多田與四朗議員が副議長に当選されました。

当選されました多田議員が議場におられますので、奈良県広域消防組合議会会議規則第30条第2項の規定により、当選の旨を告知いたします。

当選されました多田議員に副議長就任の受託及びご挨拶を受けることにいたします。

13番、多田與四朗議員、ご登壇願います。

○13番（多田與四朗君） 皆さん、こんにちは。宇陀市議会の多田でございます。

ただいま、議長の方からご指名がございました。副議長の重責を担うということに相なりました。浅学非才ではございます。皆様方の温かいご協力と、またご指導、ご鞭撻を終始賜りまして、この1年、無事にいかせていただきたいなと思っております。

先ほどの全員協議会の中でもございましたけれども、令和3年の全体統合に向けまして、今年は1つのターニングポイントではないかなと、そんな思いがしておるわけでございます。またえらいときに消防議会の議員になったなという思いで今は一杯でございます。

先ほどからも意見がございましたけれども、しっかりとそれぞれの議会に説明ができるように私も研鑽を積んでいきたいと思っておりますし、理事者側の皆さんにもその旨、重々ではございますけれども、よろしく願いを申し上げまして、私の就任のご挨拶にかえさせていただきます。誠にありがとうございました。（拍手）

日程第4 議席の指定

○議長（服部公英君） 日程第4、これより議席を指定いたします。

議席は、ただいまのご着席の議席を指定いたします。

日程第5 会期の決定

○議長（服部公英君） 日程第5、会期の決定についてお諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日１日といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（服部公英君） 異議なしと認めます。よって、会期は本日１日と決定いたしました。

日程第６ 会議録署名議員の指名

○議長（服部公英君） 日程第６、会議録署名議員を指名いたします。

奈良県広域消防組合議会会議規則第６７条の規定により、２番、下川俊文議員、２１番、中島孝一議員を指名いたします。

日程第７ 議長諸報告

○議長（服部公英君） 日程第７、議長諸報告については、お手元の定期監査の結果に関する報告及び例月出納監査の結果が、監査委員から報告がございましたので、その報告文書の写しを配布しておりますので、ご清覧おき願います。

日程第８ 管理者行政報告

○議長（服部公英君） 日程第８、管理者より行政報告を受けることにいたします。

森下管理者。

○管理者（森下 豊君） 行政報告につきましては、平成３１年１月から令和元年５月末までの主要な事業について報告させていただきたいと思います。お手元にご配布させていただいております行政報告をご清覧おき、よろしくお願いをいたします。

○議長（服部公英君） 以上をもって報告を終わりました。

日程第９ 消防施設総合管理計画の作成報告

○議長（服部公英君） 日程第９、消防施設総合管理計画の作成報告を管理者により受けることにいたします。

森下管理者。

○管理者（森下 豊君） お手元にご配布しております奈良県広域消防組合消防施設総合管理計画につきましては、現有の消防施設の状況や将来の見通し等につきまして、本年２月に作成いたしました。各市町村でも公共施設総合管理計画として同様のものを作成されているものと存じております。ご清覧おきのほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（服部公英君） 以上をもって報告を終わりました。

日程第１０ 承第１号 奈良県広域消防組合火災予防条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて

○議長（服部公英君） これより議案の審議に入ります。

日程第１０、承第１号、奈良県広域消防組合火災予防条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて、管理者に説明を求めます。

森下管理者。

○管理者（森下 豊君） 承第１号、奈良県広域消防組合火災予防条例の一部を改正する

条例の専決処分の承認を求めることについてでございます。

議案書の１ページ、承第１号をご覧ください。

本案の主な改正内容は、項目１の（１）にありますように、住宅に特定小規模施設用自動火災報知設備を設置することで住宅用防災機器の設置免除が可能である旨を追加したものでございます。

火災予防条例の基準となります省令の一部改正がありまして、平成３１年２月２８日に公布・施行されましたことから、特に緊急を要する事項といたしまして、地方自治法第１７９条の規定によりまして専決処分をしたものでございます。ご承認をよろしくお願いいたします。

○議長（服部公英君） ただいまの説明について、質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（服部公英君） 質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（服部公英君） 討論もないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。承第１号、奈良県広域消防組合火災予防条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて、原案どおり決したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（服部公英君） ご異議なしと認めます。よって、承第１号は原案どおり承認されました。

日程第１１ 報第２号 損害賠償の額の決定の専決処分の報告について

○議長（服部公英君） 日程第１１、報第２号、損害賠償の額の決定の専決処分の報告について、管理者に報告を求めます。

森下管理者。

○管理者（森下 豊君） 報第２号、損害賠償の額の決定の専決処分の報告につきまして、救急自動車等の出動中において発生しました損傷事故等に係る損害賠償の額の決定についての報告でございます。

議案書の３ページ、報第２号のとおり報告いたしますので、ご了承おき、お願い申し上げます。

日程第１２ 報第３号 平成３０年度奈良県広域消防組合一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

○議長（服部公英君） 日程第１２、報第３号、平成３０年度奈良県広域消防組合一般会計繰越明許費繰越計算書について、管理者に報告を求めます。

森下管理者。

○管理者（森下 豊君） 報第３号、平成３０年度奈良県広域消防組合一般会計繰越明許費繰越計算書につきましては、議案書の５ページ、報第３号のとおり報告いたします。ご了承のほど、よろしくお願いいたします。

日程第 13 報第 4 号 平成 30 年度奈良県広域消防組合中和消防事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について

○議長（服部公英君） 日程第 13、報第 4 号、平成 30 年度奈良県広域消防組合中和消防事業特別会計繰越明許費繰越計算書について、管理者に報告を求めます。

森下管理者。

○管理者（森下 豊君） 報第 4 号、平成 30 年度奈良県広域消防組合中和消防事業特別会計繰越明許費繰越計算書につきましては、議案書の 7 ページ、報第 4 号のとおり報告いたしますので、ご了承おきお願いを申し上げます。

日程第 14 議第 30 号 訴えの提起について

○議長（服部公英君） 日程第 14、議第 30 号、訴えの提起について、議題といたします。

管理者に説明を求めます。

森下管理者。

○管理者（森下 豊君） 議第 30 号、訴えの提起につきましてご説明申し上げます。

議案書の 9 ページ、議第 30 号をご覧ください。

本案は、退職手当返納請求の訴えを提起するものでございます。今回の訴えの提起に至った経緯を含めてご説明させていただきます。

元職員が在職中に飲酒運転により交通事故を起こしまして、懲戒処分を受け、同日退職いたしました。当組合が退職金を支給した後で、この元職員は執行猶予付きの懲役刑に処せられました。このため、当組合は元職員に対しまして退職手当返納を命令しましたところ、元職員は返納命令の取り消しを求める訴訟を起こしました。

係争中、元職員は、裁判所による和解も受け入れないことから、返納の意思がないものと思われま。また、返納命令取り消し訴訟につきまして、今月 11 日に棄却の判決が言い渡されたことから、組合による強制的な徴収を可能とするよう、提訴について上程するものでございます。

○議長（服部公英君） ただいまの説明について、質疑ございませんか。

福岡議員。

○24 番（福岡憲宏君） 香芝市の福岡でござい。ます。

これ、もともと、960 万円ですか、支払う前の段階でとめることは不可能だったのかということが非常に気になるんです。そもそも、たしか退職手当に関する条例というのがあ。るかもしれませんが、その何か他の規定とかで、懲役刑ですよね、刑事罰なわけじゃないですか。飲酒運転による人身事故ですよね。飲酒運転によってただ捕まったわけじゃなくて、人身事故を起こしてるような状況じゃないですか。それでも支払われるというのは、ちょっと条例に瑕疵があるんじゃないかなというぐらいになるんですけども、それは払う前に何とかできなかったのかなというの。はどうなんですかね。

○議長（服部公英君） 和田人事部長。

○人事部長（和田利和君） ただいまの福岡議員の質問にお答えさせていただきます。

職員が退職したとき、奈良県広域消防組合一般職の職員の退職手当に関する条例第 2 条

の3第2項により、職員が退職した日から起算して1ヶ月以内に支給しなければならないと定められております。

本件につきましては、当初、懲戒審査委員会におきまして停職6ヶ月の懲戒処分といたしました。本人からの依願退職の申し出があり、支給制限事由に該当しないと判断いたしました。上記の規定により退職金を支給いたしました。

当時の対応を検証いたしますと、過去の同様の処分例を参考に、条例に基づき適切に処理していることから、判断、手続につきましては妥当であったと認識しておりますが、今回の事例について教訓といたしまして、退職金支給事務の改善を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（服部公英君） 福岡議員。

○24番（福岡憲宏君） じゃ、確認なんですけども、この条例を改正していただけると、そういうことでよろしいですか。

○議長（服部公英君） 岡田総括監。

○総括監（岡田伸一郎君） 条例の改正も1つの選択肢と考えますが、他にとるべき方法も含めて全体の中で考えていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（服部公英君） 福岡議員、いいですか。

他にございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（服部公英君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（服部公英君） 討論がないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議第30号、訴えの提起について、原案どおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（服部公英君） ご異議なしと認めます。よって、議第30号は原案どおり可決されました。

日程第15 議第31号 奈良県広域消防組合手数料徴収条例の一部を改正する条例について

○議長（服部公英君） 日程第15、議第31号、奈良県広域消防組合手数料徴収条例の一部を改正する条例について、管理者に説明を求めます。

森下管理者。

○管理者（森下 豊君） 議第31号、奈良県広域消防組合手数料徴収条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

議案書の11ページ、議第31号をご覧ください。

浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所の設置の許可申請手数料の改正でございます。

改正理由は、消費税及び地方消費税の税率の引き上げ８％から１０％に伴いまして、地方公共団体の手数料の標準に関する政令に規定する手数料の額が改正されたことから、奈良県広域消防組合手数料徴収条例で定める手数料につきましても政令と同額とする改正でございます。

○議長（服部公英君） ただいまの説明について、質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（服部公英君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（服部公英君） これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議第３１号、奈良県広域消防組合手数料徴収条例の一部を改正する条例について、原案どおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（服部公英君） ご異議なしと認めます。よって、議第３１号は原案どおり可決されました。

日程第１６ 議第３２号 令和元年度奈良県広域消防組合一般会計補正予算（第１号）について

○議長（服部公英君） 日程第１６、議第３２号、令和元年度奈良県広域消防組合一般会計補正予算（第１号）について、管理者に説明を求めます。

森下管理者。

○管理者（森下 豊君） 議第３２号、令和元年度奈良県広域消防組合一般会計補正予算（第１号）につきまして、ご説明いたします。

議案書の１３ページをご覧ください。

一般会計の歳入歳出予算からそれぞれ１，８４０万８，０００円を減額し、予算総額３２億５，７１５万２，０００円とするものでございます。

歳出の主な補正理由といたしましては、先の議案の議第３０号で訴えの提起を議決いただいたことを受けまして、弁護士に委託する着手金としまして６４万８，０００円の増額を行うものでございます。

また、自動車の保安基準が１０月より変更となることから、中央方面隊が導入を予定しておりました大型車両の支援車Ⅲ型の年度内調達が困難となり、事業の実施を延期せざるを得なくなりました。このため、支援車Ⅲ型の整備費１，９０５万６，０００円を減額するものでございます。

これらを合わせまして、当初予算から１，８４０万８，０００円の減額となります。

一方、これらに見合う歳入につきましては、支援車Ⅲ型整備の財源のうち組合債１，８９０万円を減額し、残りの一般財源部分と弁護士事務委託料の差額となります４９万２，０００円を財政調整基金繰入金によりまして増額することで収支の均衡を図るものでございます。

○議長（服部公英君） ただいまの説明について、質疑はございませんか。

藤井本議員。

○15番（藤井本浩君） ただいまご説明いただきました大型車両の購入が困難と。私が聞き間違ったのか、うまく聞けなかったのかわからないですけど、これ、おくれるという意味なのか、車両の調達が困難と、どのように受けとめていいのか、ここのところをきちっと確認しておきたいと思います。

○議長（服部公英君） 松岡警防部長。

○警防部長（松岡成憲君） ご質問のありました件について、藤井本議員からのご質問にお答えします。

支援車Ⅲ型については、管理者から説明ございましたように、納入について、排ガス規制の改正がございましたので、納入が今年度内に不可能ということで決断した次第でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（服部公英君） 他にございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（服部公英君） ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（服部公英君） これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議第32号、令和元年度奈良県広域消防組合一般会計補正予算（第1号）について、原案どおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（服部公英君） ご異議なしと認めます。よって、議第32号は原案どおり可決されました。

日程第17 議第33号から日程第19 議第35号までの財産の取得について

○議長（服部公英君） 日程第17、議案第33号から、日程第19、議案第35号までの3議案については、財産の取得についてであり、消防自動車などの購入に係る仮契約の件であるので、一括議題といたします。管理者に説明を求めます。

森下管理者。

○管理者（森下 豊君） 議第33号から議第35号につきまして、説明申し上げます。

まず、議案書の17ページ、議第33号をご覧ください。

議第33号は、防火服の購入でございます。防火服は、購入契約事務を集約いたしましたことから、今年度は防火服一式186着分と防火帽など一部装備品を含めまして、支出予定金額3,112万円余りとなりましたので、議会の議決に付すものでございます。

統一仕様の防火服は、プロポーザル方式によりまして、業者選定をいたしまして、地方自治法施行令第167条の2第2号の規定によりまして随意契約した業者と単価契約をしています。

次に、議案書の19ページ、議第34号をご覧ください。

議第34号は、ネットワークパソコンの購入でございます。当組合で使用しております

パソコンは約８００台ございます。５年を目途にした更新計画で、今年度２００台の更新を行うものでございます。

６月２１日に行いました一般競争入札の結果、受注者は富士通エフ・アイ・ピー株式会社関西支社となり、３,０１３万２,０００円で仮契約を締結しております。１台当たり保守込みで約１５万円となっています。リースの場合と比べまして、手数料などの諸経費を支払う必要がなく、安価に調達することができるため、今年度より調達方法をリースから購入に変更いたしましたものでございます。

最後に、議案書の２１ページ、議第３５号をご覧ください。

議第３５号は、救急自動車の購入でございます。今年度は、天理、桜井、橿原２台、宇陀、大淀各署の救急車の６台の更新でございます。

６月２８日に行いました一般競争入札の結果、受注者は奈良日産自動車株式会社奈良店法人営業課となり、１億５,９６２万１,０００円で仮契約を締結しております。１台当たりの単価は２,６６０万円余りとなっております。

救急車は、安全な運行と傷病者への負担軽減を最優先に考え、車両の更新に際しては、走行距離を優先して１５万キロメートルを目安として計画しております。年数といたしましては８年から１０年になります。今年度更新するいずれの車両も、新規車両の導入時期までには要件を満たすものであり、整備検討委員会において審議を経ております。また、財源につきましても十分に精査し、有利な地方債などを最大限活用しております。

以上が財産の取得に関する件の説明でございます。

○議長（服部公英君） ただいまの説明について、質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（服部公英君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（服部公英君） これをもって討論を終結いたします。

これより、議第３３号から議第３５号までの３議案について、個別採決いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（服部公英君） ご異議なしと認めます。この３議案について、個別採決いたします。

これにより個別採決に入ります。

まず、議第３３号、財産の取得について、原案どおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（服部公英君） ご異議なしと認めます。よって、議第３３号は原案どおり可決されました。

次に、議第３４号、財産の取得について、原案どおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（服部公英君） ご異議なしと認めます。よって、議第３４号は原案どおり可決さ

れました。

次に、議第 35 号、財産の取得について、原案どおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(服部公英君) ご異議なしと認めます。よって、議第 35 号は原案どおり可決されました。

日程第 20 同第 1 号 監査委員の選任につき同意を求めることについて

○議長(服部公英君) 日程第 20、同第 1 号、監査委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

管理者に説明を求めます。

森下管理者。

○管理者(森下 豊君) 議案書の 23 ページ、同第 1 号をご覧ください。

葛城区分選出議員の藤井本浩議員を本組合の議会選出の監査委員に選任いたしたく、地方自治法第 196 条第 1 項の規定に基づき議会の同意を求めるものでございます。よろしくご同意のほど、お願い申し上げます。

○議長(服部公英君) ただいまの説明について、質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(服部公英君) 質疑がないようでございますので、本案を原案どおり同意することに決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(服部公英君) 異議がないようでございますので、本案を原案どおり同意することに決定されました。

それでは、藤井本議員が議場におられますので、監査委員就任のご挨拶をお願いいたします。

15 番、藤井本浩議員。

○15 番(藤井本浩君) ただいまご同意いただきました葛城市の藤井本でございます。

住民の安心安全を守りますこの広域消防組合、その運営に関する監査というものを非常に重要なものと受けとめておるところでございます。先ほど来からご審議ありましたように、全体統合に向けた非常に大切な時期でございます。そういうことも加味しながら、しっかりと皆様方のご協力を得て取り組んでまいりますので、どうぞよろしくお願いいたします。(拍手)

○議長(服部公英君) 以上をもちまして、本臨時会に提出されました議案を全て議了いたしました。

令和元年奈良県広域消防組合議会第 1 回臨時会の閉会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

議員各位におかれましては、終始熱心にご審議を賜るとともに、議会運営にご協力を賜りましたことに厚く御礼申し上げまして、閉会のご挨拶といたします。

ここで、管理者からご挨拶の申し入れがありましたので、これを許可いたします。

森下管理者。

管理者閉会挨拶

○管理者（森下 豊君） 議員各位におかれましては、長時間にわたりまして、ご審議を賜りまして、本日ここに全議案滞りなく議了いたしました。厚く御礼申し上げる次第でございます。

我々の奈良県広域消防組合は、設立から丸5年が経過し、令和のスタートとともにますますの消防力の充実強化を目指しているところでございます。昨年度の山岳救助隊の発隊に続きまして、今年度は4月から予防方面隊を発隊し、予防査察業務の充実強化、また、今年の8月には水難救助隊の発隊を控えております。住民の皆様が安全に、そして安心して暮らせるよう、広域化により可能となりました大きな組織に見合う災害対応能力の強化とクオリティーの高い組織を作るため、懸命に職員の皆さんには努力をしていただいております。

どうか、議員各位におかれましても、これから我々をしっかりと支えていただきまして、大きな力添えでこの1,300人の職員が控えます大きな屋台骨を引っ張っていただきたいと考えております。本組合に対しまして、引き続きましてのお力添えとご協力を切にお願い申し上げ、閉会のご挨拶とさせていただきます。ありがとうございます。

○議長（服部公英君） これをもちまして、令和元年奈良県広域消防組合議会第1回臨時会を閉会いたします。

ありがとうございます。

午後3時49分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

臨時議長 榎尾幸雄

議長 服部公英

署名議員 下川俊文

署名議員 中島孝一